

岩手県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成22年1月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 106号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 宮古市千徳第10地割14番地先から根市第2地割6番4地先まで
 - (2) 宮古市根市第2地割33番8地先から37番1地先まで
 - (3) 宮古市茂市第2地割253番1地先内
- 3 供用開始の期日 平成22年1月19日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 宮古地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成22年1月19日から同年2月19日まで